

平成 26 年 10 月 7 日

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の
一部を改正する法律案に対する意見

全 国 市 長 会
経 済 委 員 会

平成 26 年 8 月豪雨による広島大規模土砂災害をはじめ、土砂災害は毎年のように全国で発生しており、地域住民の暮らしに多大な影響を与えている。

このような中、土砂災害に対する国民の関心は高まっており、今般の法改正は時宜を得たものであるが、法案の改正に当たっては、市町村に新たな義務付けがなされることから、下記事項について十分に配慮されたい。

記

1. 今般の法改正により、土砂災害警戒区域等の指定が促進されるよう、都道府県及び市町村が連携を図り、一刻も早い指定の完了を目指すこと。
また、今般の法改正の内容については、市町村の過重な負担とならないよう配慮するとともに、国の責任において、市町村及び住民に対し周知徹底を図ること。
2. 都道府県が行う基礎調査における方法及び調査個所の選定等については、当該市町村の意見を尊重するとともに、土砂災害警戒区域等の設定・指定については、信頼性が確保されたデータ等科学的知見に基づき適切に実施すること。
3. 地域防災計画の修正などの防災体制の整備については、体制整備に要する期間に配慮するとともに、同計画の実効性を確保するため、避難経路の設定等、当該市町村だけでは解決が困難な課題については、国・都道府県が連携して支援を行うこと。
また、国の責任において、これらの施策が円滑に実施できるよう、必要な財政支援措置を講じること。
4. 市町村が円滑な避難勧告等の発令・解除の判断を行うことができるよう、適切な情報提供を行うとともに、必要な情報伝達体制を整備すること。

以上